

毎週火、金曜日発行(但休日当日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十九年度に係る民生労働部の定期
監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第三百三十五号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年度
に係る民生労働部の定期監査を執行したので、その結果
を次の通り公表する。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤伝一

厚生課	昭和三十年十月十七日
世話課	同
保険課	同
労働政課	同
職業安定課	同
婦人児童課	同
執行年月日	昭和三十年十月十七日
	十月十八日
	十一月二日

厚生課	昭和三十年十月十七日
監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	近藤伝一

一 昭和二十九年度における生活保護世帯は、延五七、
六四二世帯、延一五四、一二九人、月平均世帯数四、
八〇三、実人員一二、八四四人であつて、保護対象者
は次表に示すとおり年々減少を示している。

年 度	実 世 帯	実 人 員	備 考
昭和二十五年年度	五、九五三	一七、〇五三	月平均実数を示す
同 二十六年年度	六、〇四五	一六、六六九	
同 二十七年年度	五、四三三	一四、八三三	
同 二十八年年度	四、九四四	一三、〇三三	
同 二十九年年度	四、八三三	一三、八四四	
		右同	
		右同	
		右同	
		右同	
		右同	

これは従来指摘された濫給の是正、保護の適正化を期した結果と認められる。しかしながら保護行政に要する事務費、特に家庭訪問旅費等に制約を受け第一線活動を困難にしている実状である。なお保護の実施状況の指導監査、被保護者の一斉調査等を数回実施し、そのつど相当数の保護停(廃)止、或いは一部負担額の増減等を行つているので更に保護決定の適正化を期し、保護家庭の実状をはあくして置くべきである。

二 本年度の扶助総額二億六千三百七十二万余円でこの中地方事務所(東部福祉事務所を含む)取扱分五千六百四十五万余円、県取扱分六千八百十六万余円、市取

扱分一億三千九百十余万円となつていゝ。この内容を見ると医療扶助は件数においては総延人員の九%に過ぎないが金額にして一億四千二百十余万円支出総額の五五・〇%を占め、生活扶助は件数において四九%で金額九千八百余万円(三五・二九%)、教育扶助は一六%で一千二百十余万円(三・六七%)、住宅扶助は二五%で五百六十余万円(二・三七%)となつていゝが監査当日保護費の精算が未整理であつたので正確に処理されたい。

三 生活保護法による保護施設は養老施設五、授産施設八(前年度は十四) 宿舍提供十一、医療保護施設一、

計二十五施設あるが、これらに対する指導監査は形式的にながれていゝ傾向があるので嚴重に実施すべきである。ことに授産場については本年度指導監査を実施していないが、これらの中には経営不振のため休、廃止をしているものがあり、また生活保護法適用の対象資格を欠如しているものもあるやに見受けられるにつき、施設の運営指導については一層留意すべきである。

四 更生資金の回収並びに貸付については国民金融公庫と連絡を密にし、効率化を図りその運営の万全を期されたい。即ち昭和二十九年貸付は一五二件で五百七十万七千円(累計一〇、〇九九件、七千二百十五万九千四百円)回収は二八五件で六百十三万九千六百円(累計三、九六九件、三千七百五十七万二千五百円)差引貸付現在額六、一三〇件、三千四百六十五万二千五百円となつていゝ。(内六万三千七百円を公庫に移管されたのみで貸付けていない)この中期限到来したもので未回収残高は二千八百三十五万円で、貸付運用

金は三十年三月三十一日現在の保有高(三百三十万三千二百一十一円)を合算して三千七百九十五万五千二百六十一円である。償還期限満了してゝいるものが多くこれが回収の成否は今後貸付事業に支障があるので慎重な計画をたて回収に努力すべきである。なおこの貸付に対する条件が当初徹底してゝいなかったことにも起因してゝいるのでこの点についても留意されたい。

五 消費生活協同組合の指導育成については時機を失せず監督指導することが肝要と認めた。即ち県下に一九組合が認可されてゝいるが、うち六組合は組織の不備或いは経済状況の急変により休業し実質的に閉鎖してゝいるものもあるようであるが、その状況を適確には把握し措置すべきである。また鳥取、米子両組合の運営については軌道にのつてゝいるが組合員外利用はできないことになつてゝいるので、これらの調整についても適切な運営指導が望ましい。

世話課 昭和三十年十月十七日監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 大西節夫
同 近藤伝一

監査概況

一 未帰還者の消息究明に当つては総合的企画のもとに一層積極的努力されたい。本調査は国の委託事業として戦後今なお外地に在る元軍人軍属並びに一般邦人を対象とした未帰還者調査であつて、昨年四月一日現在本県未帰還者は五八一名(元軍人軍属三一八名、一般邦人三六三名)であつたが本年九月末現在によると四六一名(元軍人軍属二五〇名、邦人二一一名)でこの中、現地からの音信その他により生存確実とされているものは僅か五六名で他は大部分消息不明となつている実情である。これらの困難な調査究明に当つては更に課内他業務との人的、予算的調整に留意し更に努力されたい。

二 復員事務費等国の委託事業に対する国庫予算獲得について一層努力すべきである。戦後復員関係業務は国の事業に属し直接処理されてきたのであるが、国の事業縮少によつてその後(二十五年年度)県予算に編成し現在に至つては国の財政圧縮によつて、これらの委託費は逐年減少し、そのしわよせが地方財政に來ている面が少なくないので当局においては極力実状を政府機関に訴え経費獲得に努力されたい。

三 事務事業費の効率的執行について留意されたい。事務事業費の個々の内容を検討すると事務事業の総合企画に基く予算の効率的執行の望ましくもないものがある。特に各種事業の一部を各種団体に委託し、委託料支出に当つては数回に分ちそのつど請求書を徴し支出しているが委託団体の活動内容に検討を要するものがあるので考究されたい。

保険課 昭和三十年十月十八日監査

監査委員 松本利治
同 山本四郎
同 大西節夫

監査概況

一 国民健康保険制度の運営状況は三十年三月末現在五六市町村(合併後)の中三八市町村が実施している。被保険者二十六万七千余人(前年同期二十万人)となり逐次普及率を増加しているのが未実施市町村に対しては速かに制度の再建指導に努力されたい。
二 国民健康保険の運営指導に努力されたい。即ち保険税の徴収不良及び国庫補助金の交付が年度末となる間

係等により運営に不円滑を來たしている面があるので保険税の適正賦課及び徴収、給与率の合理化その他諸般の運営活動の指導並びに国庫補助金の早期交付につき一層の配慮が必要である。

三 診療報酬はすべて県の審査会で審査したものに對して給付しているのであるが本年度の受診件数四三、〇〇三九七件であり、審査件数と照合するに約三九、〇〇〇余件は未審査のまま給付していることは遺憾である。審査は厳重に勵行し、随時監査を実施されたい。なお審査会における審査件数診療金額等の推移状況は左記の通りである。

年 度	件 数	診 療 確 定 金 額	被 保 險 者
二 十 七 年	三三、〇四〇	一、四一八、六五九円	二、〇一、二一七
二 十 八 年	三三、七七一	一、四二二、七三三	二、〇一〇、〇一〇
二 十 九 年	四三、七三九	二、〇〇〇、〇〇〇	二、三六、六六四
三 十 年			二、二六、〇一七

四 保険指導費は当初予算に計上されていなかつたためその運営に支障が生じていたことは遺憾である。事業の特殊性からして予算措置は適切に講じ円滑な推進を図るべきである。

労働課 昭和三十年十月十八日監査

監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

監査概況

一 未組織労働者の組織化の促進については組織組合の育成強化と併用して積極的努力されたい。県下の適用事業箇所数(報告済の分)五、四二二所(五五、〇〇〇人)で、この中、組織数(二十九年六月末)は二九四組合(組合員三一、〇五八人)で結局五、一二七ヶ所(二三、〇四二人)が未組織労働者となつていて、このほか未報告箇所及び未適用箇所が相当潜在している趣である。これらの未組織労働者の組合結成促進に

については組織組合の育成強化の面と較べて消極的であるので、職場講座、労働講座等の普及啓蒙に主力が注がれたい。

二 労働教育啓蒙費の効率的執行について考究されたい。ことに本問題については前回監査にも指摘したが本年度経費五十七万余円の使途状況は既成組合に対する育成強化指導費に充當されており、未組織労働者に対する組合組織化促進費に消費されているものは極めて僅少であるので事業の総合企画の下に経費の効率的使用について工夫されたい。

三 労政事務所の運営について根本的に考究善処されたい。県下三労政事務所の運営については前回監査に強く指摘しているが、労働行政の第一線を担当するだけの指導体制が確立されていない。特に陣容配置は現在鳥取四、倉吉五、米子四、計十三名であつて、この中でも倉吉労政事務所の如きは健康要注意者二名及び休職者二名を出し、実質的には一名が漸く第一線を担当している現状にかんがみ管内労使間の総合相談或いは

労働教育普及啓蒙を図ることは至難である。主管課は勿論人事当局の善処を強く要望する。

職業安定課 昭和三十年十月十八日監査

監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫

監査概況

一 二十九年度における県下求職申込数は延七万五千人余(二十九年十二月末現在)でこれに対し就職紹介したものが二万三千五百四十四人であり、この中一万六千七百二十三人が就職しているが、求職者はますます増加しつつありその反面求人開拓については主として県外の大企業体に依存しているが経済情勢の不況等にかんがみその開拓については県出身者等の援助を得るべく格段の配慮が必要である。

二 本年度の失業対策事業は失業者の増加、民間事業

(公共事業)の減少等によりいきおい就労面にしわよせが生じており就労日数の減少は激烈たる労働攻勢となつて表面化している。従つて失業対策事業の枠の拡大、民間公共事業への求人開拓は緊要事であり、公共事業に対する財政的措置の樹立を図り、これが運営について一層の努力と配慮を望む。
なお三十年度より特別失業対策事業の実施により一般失業対策事業の枠が減少(当初一日、就労人員九八〇人を五八〇人に減じ特別失対に七三三人増となる)により失業者に対する就労適確者の認定及び就労日数等に種々困難が予想されるので関係機関と連絡を密にすると共にその運営に当つては遺憾なきを期せられたい。

失業者就労状況 (昭和二十九年)

二十九年四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	三十一年一月	二月	三月
一、五五八	一、五三三	一、五三三	一、五〇六	一、五二一	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六	一、五〇六
一五〇日	一三九日	一四九日	一六二日	一八六日	一五二日	一六一日	一四三日	一四二日	一四二日	一四〇日	一三七日
三二日	三五日	三二日	二七日	一八日	一四日	三三日	三六日	一六日	〇日	一七日	三三日
一八、二日	一七、四日	一八、一日	一八、九日	二〇、四日	一六、七日	一九、四日	一七、九日	一八、八日	一八、八日	一五、一日	一九、〇日

備考 失業者に対して職業安定所の窓口で申請している人員は一ヶ月平均三、〇〇〇人である。

三 職業補導所運営上の諸問題については従来該所の監査にしばしば指摘している如く根本的考究善処が望ま

しい。即ち人的、施設並びに事業費等について更に考慮を払はねば補導所本来の使命である基礎教育の実施

と技能習得に支障があるばかりでなく生産収入の獲得に吸々たるに止る恐れがある。また指導員も臨時職員を充てているものがあるので正常な運営が期待できない現状である。

婦人 児童課 昭和三十年十一月二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

監査概況

一 里親、保護受託者の開拓について一層努力されたい。本制度の活用については、特に意を用い、現在の里親登録数は八三件、この中保護受託者は五六件である。これを三児童相談所についてその現況を見ると、これが推進の熱意に厚薄が見受けられるが、児童収容施設もその能力に限度がありその上交流が円滑に行われな

いるものは委託料の低額、その他運用上の問題があるようであるが、これらの問題については政府機関に折衝の余地が認められるので機会を捉え強力に要請すべきである。

二 母子福祉資金の貸付その他運用について考究善処すべきである。本年度における貸付実績は別表の通り(申込に対する貸付比率は六二・六%)で事務処理は地方事務所、福祉事務所等で管掌している。貸付に伴う事前調査は比較的厳選されているが、貸付後における事後指導に不徹底が指摘される。また貸付金の償還成績は郡部に比し市部が著しく悪く事業運営に少からぬ支障を生じている。回収された資金はそのまま事業伸展のための資金を構成するものであるから回収の円滑に努力すべきである。

三 母子相談員の活動について工夫を講じその成果を挙げしめることが望ましい。県下母子家庭は現在一万四千世帯と推定されているが、これらの巡回指導は低調である。特に県の母子相談員は九名で本庁及び各地方

事務所三福祉事務所所に配置し業務推進に努力しているが、前記母子福祉資金の貸付及び償還事務に主力を削られ本来の相談業務が不活潑となつてゐる。特に巡回指導費等を見ても僅か月五百円程度で、市町村に設置されている相談員との連携、いにも不徹底の向もあつて、県下の母子家庭の実態がは、あく、されてゐない。市町村相談員と密接な連携、いをとりその活動を容易ならしめるよう工夫が望ましい。

四 児童相談所専門職員の充実について配慮が必要である。即ち児童相談業務の遂行に当つて精神科医の委嘱の問題或いは児童福祉司の充実の問題等について過去の監査に屢々強く指摘してゐるにもかかわらず措置されないことは遺憾である。特に最近社会情勢の悪化に影響されて問題児童は増加の傾向にあり、これらの専門職員の委嘱並びに充実は緊要と認められる。また現在配置されている児童福祉司は中央児童相談所二名、倉吉一名(所長兼務)、米子一名であるが専門技術をもつて必要な援助、指導助言の供与、福祉の増進を遂

行することは、担当地域の広大及び経費の点で容易でないと思料されるので適切な措置が必要である。

五 児童福祉施設に対する事務指導について一層積極的に努力されたい。児童福祉施設は年々増加し現在県下一四九施設あるが、大部分の施設が最底基準に適合せず関係市町村に勧告を發しているが、更に収容児童の保護の適正を期する面から、これらの検査並びに措置費の適正使用等事務的指導は強力に実施されたい。

六 児童措置費弁償金の徴収について一層留意が望ましい。二十九年徴収決定額七十八万八百三円、収入済額六十二万三百二十一円、収入未済額十六万四千八百八十二円、過年度分については徴収決定額三十七万二千一百八十六円、収入済額六万九千六百七十二円、収入未済額三十万二千五百十四円である。これが徴収については、当初徴収決定に關し負担能力の調査が充分行われることが最も必要であるが、その後における当該家庭の状況を常時は、あく、し弁償金の徴収決定に資することに配慮すべきである。

昭和二十九年母子福祉対策事業貸付金状況

事業別	申込状況		貸付決定状況		申込に対する貸付比率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生業資金	110	6,310,000	110	6,110,000	100.0%	55.5%
事業継続資金	23	6,770,000	23	6,110,000	100.0%	65.1%
修学資金	140	1,711,200	131	1,544,400	93.6%	88.4%
修業資金	10	110,100	10	111,700	100.0%	110.0%
支度資金	33	310,400	33	316,000	100.0%	70.5%
技能修得資金	4	17,000	2	6,000	50.0%	35.3%
生活資金	2	30,000	1	6,000	50.0%	20.0%
小計	212	14,238,600	197	13,995,100	92.9%	63.6%
二十八年継続分	2	1,200,000	2	1,200,000	100.0%	
合計	214	15,438,600	199	15,195,100	92.9%	63.6%